

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	寝屋川市 生活保護の決定等に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は生活保護の決定等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和5年9月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 生活保護の決定等に関する事務
②事務の概要	<p>寝屋川市では生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①保護の実施に関する事務②保護の開始若しくは保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務④保護の停止又は廃止に関する事務⑤資料の提供等の求めに関する事務⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑦進学準備給付金の支給申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑧保護に要する費用の返還に関する事務⑨徴収金の徴収に関する事務⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務<ul style="list-style-type: none">1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、統合型専用端末、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護世帯テーブル、被保護世帯員テーブル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<ul style="list-style-type: none">・第9条第1項・第9条第2項・別表第1の15の項2 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例<ul style="list-style-type: none">・第4条第3項・別表第2の12の項・第4条第4項3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則<ul style="list-style-type: none">・第27条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 ・別表第2の26の項</p> <p>【提供】</p> <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 ・第19条第9号 ・別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保護課 〒572-8566 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0347

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	担当部署	保健福祉部保護課	福祉部保護課	事後	
平成28年11月29日	連絡先	保健福祉部保護課	福祉部保護課	事後	
平成28年11月29日	対象人数	平成26年7月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年11月29日	取扱者数	平成26年7月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年10月1日	対象人数	平成28年4月1日	平成29年10月1日	事後	
平成29年10月1日	取扱者数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年10月16日	所属長	吉田 紀章	桐山 宏司	事前	
平成30年10月22日	対象人数	平成29年10月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月22日	取扱者数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月22日	部署	福祉部保護課	福祉部保護課・財務部滞納債権回収室	事後	
平成30年10月22日	所属長の役職名	桐山 宏司	保護課長・滞納債権回収室長	事後	
平成30年10月22日	「4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法	・提供120	・提供119 ・提供18、20(追加)	事後	
平成30年10月22日	「IV リスク対策」		リスク対策追加	事後	
平成30年10月22日	②事務の概要	生活保護法による保護の決定及び実施 生活保護法に基づく措置に準じた生活に困窮	生活保護法に基づく措置に準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置(削除)	事後	
令和2年7月3日	対象人数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	取扱者数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	請求先	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	連絡先	〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-824-	〒572-0036 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-	事後	
令和2年7月3日	部署	滞納債権回収室	市民サービス部徴収・納付担当	事後	
令和2年7月3日	所属長の役職名	滞納債権回収室長	徴収・納付担当課長	事後	
令和2年10月9日	②事務の概要	生活保護法による保護の決定及び実施 生活保護法に基づく措置に準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置	寝屋川市では生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務	事後	
令和2年10月9日	「3.個人番号の利用」の②法令上の根拠	15(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条、寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・第9条第2項 ・別表第1の15の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 ・第15条 3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第3項 ・別表第2の12の項 ・第4条第4項 4 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 ・第27条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月9日	「4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	照会：26(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条)／提供：9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3)	【照会】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 ・別表第2の26の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 ・第19条 【提供】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 ・第19条第8号 ・別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 ・第8条、9条、11条、12条、13条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、25条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3	事後	
令和2年10月9日	連絡先	福祉部保護課 〒572-0036 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0347	福祉部保護課 〒572-8566 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0347	事後	
令和2年10月9日	対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和2年10月9日	対象人数	令和2年4月1日	令和2年8月1日	事後	
令和2年10月9日	取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和2年10月9日	取扱者数	令和2年4月1日	令和2年8月1日	事後	
令和3年9月29日	対象人数	令和2年8月1日	令和3年8月1日	事後	
令和3年9月29日	取扱者数	令和2年8月1日	令和3年8月1日	事後	
令和3年9月29日	3「個人番号の利用」法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・第9条第2項 ・別表第1の15の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 ・第15条 3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第3項 ・別表第2の12の項 ・第4条第4項 4 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 ・第27条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・第9条第2項 ・別表第1の15の項 2 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第3項 ・別表第2の12の項 ・第4条第4項 3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 ・第27条	事後	
令和3年9月29日	4「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」②法令上の根拠	【照会】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 ・別表第2の26の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 ・第19条 【提供】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 ・第19条第8号 ・別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 ・第8条、9条、11条、12条、13条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、25条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3	【照会】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 ・別表第2の26の項 【提供】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 ・第19条第9号 ・別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項	事後	
令和4年9月28日	対象人数	令和3年8月1日	令和4年8月1日	事後	
令和4年9月28日	取扱者数	令和3年8月1日	令和4年8月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月25日	1「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②事務の概要	<p>寝屋川市では生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>寝屋川市では生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	事前	
令和5年5月25日	1「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」③システムの名称	生活保護システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	生活保護システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、統合型専用端末、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年9月21日	対象人数	令和4年8月1日	令和5年8月1日	事後	
令和5年9月21日	取扱者数	令和4年8月1日	令和5年8月1日	事後	